

相続財産になるもの 知っていますか



Do you know?

相続財産になるもの

不動産

自分の土地、家屋、店舗、貸地、貸家など

不動産上の権利

借地権や借家権など

金融資産

現金、預貯金、
株式や社債などの有価証券など

動産

自動車、貴金属、家財、骨董品など

その他

売掛金、貸付金、特許権などの
知的財産など

相続税はかかるが、遺産分割の対象外(みなし相続財産)

生命保険(非課税枠あり)、死亡退職金

相続税がかからないもの

仏壇、お墓、香典

相続手続きチェックリスト

相続に関する主な死後の手続きを一覧にまとめました。もしものときに役立ててください。

基本の手続き

check!

<input checked="" type="checkbox"/> 項目	期限	手続き先・届け出先
<input type="checkbox"/> 死亡届	死亡を知って7日以内 (海外は3ヶ月以内)	死亡地、本籍地、住所地の いずれかの市区町村役場
<input type="checkbox"/> 死体火(埋)葬許可申請	火葬前まで	葬儀社などの代理提出可。埋葬許可証は 火葬後渡される。5年間は保管義務あり
<input type="checkbox"/> 世帯主変更届(故人が世帯主の場合)	14日以内	故人の住所地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> 復氏届(旧姓に戻る場合)	必要に応じて	本人(故人の配偶者)の本籍地または 住所地の市区町村
<input type="checkbox"/> 婚姻関係終了届 (姻族との縁を切りたい場合)	必要に応じて	本人(故人の配偶者)の本籍地または 住所地の市区町村
<input type="checkbox"/> 国民年金受給停止の手続き	マイナンバーに収録さ れている場合は原則 不要	役所または年金事務所
<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(喪失・変更)	14日以内	故人の住所地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> シルバーパスの返却	速やかに	故人の住所地の交通局や市区町村役場
<input type="checkbox"/> 死亡退職届(勤労者の場合)	速やかに	故人の勤務先
<input type="checkbox"/> 最終未払給与・死亡退職金	速やかに	故人の勤務先
<input type="checkbox"/> 印鑑カードの廃棄	手続き不要	死亡と同時に無効となる
<input type="checkbox"/> 電気・ガスの契約者の変更	速やかに	契約先の電力会社やガス会社
<input type="checkbox"/> 水道の契約者の変更	速やかに	所轄の水道局
<input type="checkbox"/> 携帯電話の解約	速やかに	契約中の携帯電話会社
<input type="checkbox"/> NHK 受信料の契約者の変更	速やかに	フリーダイヤルの受付窓口

受け取る手続き

check!

<input checked="" type="checkbox"/> 項目	期限	手続き先・届け出先
<input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険	3年以内	各生命保険会社
<input type="checkbox"/> 簡易生命保険	5年以内	各生命保険会社
<input type="checkbox"/> 遺族未支給年金	5年以内	年金事務所
<input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求(国民年金)	2年以内	故人の住所地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> 遺族厚生年金の請求(厚生年金)	5年以内	年金事務所
<input type="checkbox"/> 遺族共済年金の請求(共済年金)	5年以内	年金事務所
<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求(国民健康保険)	2年以内	故人の住所地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> 埋葬(費)料の請求(社会保険)	2年以内	各保険者(協会けんぽ等)
<input type="checkbox"/> 高額療養費の請求・還付	2年以内	各保険者
<input type="checkbox"/> 入院、手術給付金の請求	原則3年以内	各生命(損害)保険会社
<input type="checkbox"/> 労災遺族給付の請求 (労働災害により死亡の場合)	5年以内	勤務先又は労働基準監督署

引き継ぐ手続き

check!

<input checked="" type="checkbox"/> 項目	期限	手続き先・届け出先
<input type="checkbox"/> 住居の賃貸契約	必要に応じて	大家・不動産会社など
<input type="checkbox"/> 預金・貯金口座の解約	速やかに	口座がある各金融機関
<input type="checkbox"/> 出資金	原則2年以内	出資先の信用金庫、信用組合など
<input type="checkbox"/> 有価証券	速やかに	口座がある各証券会社や証券代行信託銀行
<input type="checkbox"/> 自動車・自動車保険	速やかに	所轄の陸運局事務所
<input type="checkbox"/> 自動車保険	速やかに	損害保険会社
<input type="checkbox"/> 住宅の火災保険の名義変更	速やかに	損害保険会社又は代理店
<input type="checkbox"/> 借金(住宅ローン・クレジット)	速やかに	各借入先(債権者)
<input type="checkbox"/> プロバイダー	速やかに	契約中のプロバイダー会社

停止する手続き

check!

<input checked="" type="checkbox"/> 項目	期限	手続き先・届け出先
<input type="checkbox"/> クレジットカードの解約	速やかに	クレジットカード会社
<input type="checkbox"/> 各種会員証	速やかに	会員証発行会社
<input type="checkbox"/> リース・レンタルサービス	速やかに	各リース・レンタル会社
<input type="checkbox"/> 保険契約	速やかに	各保険会社
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	速やかに	故人の住所地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> パスポート	速やかに	都道府県庁又は出張所
<input type="checkbox"/> 運転免許証(返納、取り消し)	手続き不要(更新通知停止の場合のみ必要)	最寄りの警察署・運転免許センター

法律上の手続き

check!

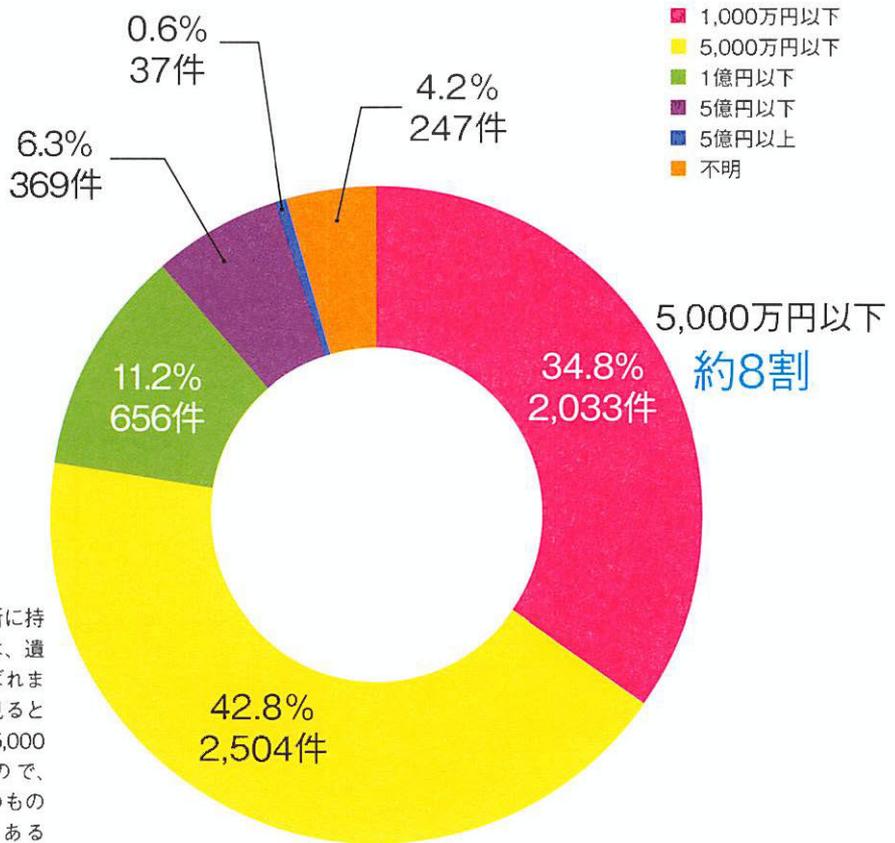
<input checked="" type="checkbox"/> 項目	期限	手続き先・届け出先
<input type="checkbox"/> 遺産の調査(財産目録の作成)	速やかに	各遺産を管理している会社へ
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成(遺言無き場合)	必要に応じて	各手続き先
<input type="checkbox"/> 特別代理人選任の申立	必要に応じて	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の申立	3ヶ月以内	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 不動産の名義変更登記	必要に応じて	不動産所在地の管轄法務局
<input type="checkbox"/> 会社役員の死亡登記	原則2週間以内	法務局
<input type="checkbox"/> 住宅ローンの引受け	速やかに	借入先
<input type="checkbox"/> 根抵当権の引受け	6ヶ月以内 (必要に応じて)	借入先及び法務局
<input type="checkbox"/> 遺留分侵害額請求	1年以内	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署



財産が少ない家でも モメることがあるのです！

遺産分割事件における遺産価額と件数割合

(出典：裁判所 司法統計年報(家事事件編)「遺産の価額別件数」(令和2年))



相続争いで裁判所に持ち込まれたものは、遺産分割事件と呼ばれます。その統計を見ると75%は遺産額が5,000万円以下のもので、1,000万円以下のものは、30%以上もあるのです。

“争族”にならない自信 ありますか？



認知症対策が 争族回避のカギ？

高齢者白書によると、認知症患者数は2012年に462万人(高齢者人口の15%)だったが、2025年には約700万人(同20%)になるという推計が！

認知症になる人の割合



相続対策は

- ① 遺産分割の対策
- ② 相続税節税の対策
- ③ 納税資金の対策

と言われてきましたが、今後は、

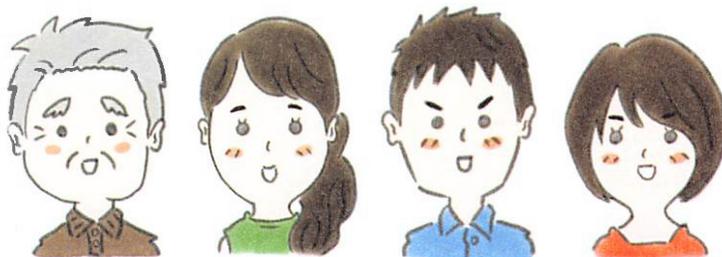
- ④ 認知症対策(資産が凍結する・介護の問題)

が争族を回避するうえで大切になってくるでしょう！

Introduction



笑顔で相続を
迎えるために
もっと家族のことを
知って
おきませんか？



このノートを手にとっている皆さんは『エンディングノート』という言葉はご存知だと思いますが、この言葉に抵抗を感じている方も多いのではないのでしょうか？『エンディングノート』という言葉から、何となく終活や人生の終焉を連想し、まだまだ元気だから関係ないと敬遠されている方もいらっしゃるのでは？

ただ、私はそのことをとても残念に思います。人間はいつか必ずどこかで人生の終焉を迎えます。老いも若きも関係なく。

その時になって、「家族にあれも伝えておけばよかった、これも伝えておけばよかった」もしくは「もっとコミュニケーションをとっておけばよかった」と後悔しても遅いのです。

私は母親が亡くなったとき、通帳と印鑑の場所がわからず困りました。また、祖母が作ってくれたおぼんざいの味つけが再現できずに苦労しました。父親がどういういきさつで母と不仲になったのかわからず悩みました。そんなことを伝えることも大切なことだと思います。

ですので、『終活・相続の便利帖』という名称で、皆さんが大切なご家族に大切な事柄を綴っていただけるように漫画や図解やイラストを使ってわかりやすくしてみました。

ぜひ、一人一冊この連絡ノートを用意し、家族みんなで話をしながら書き込んでいき『笑顔で相続』を迎えるための一助にいただければ嬉しく思います。

監修○一橋香織（ひとつばし かおり）

笑顔相続コンサルティング株式会社 代表取締役／笑顔相続サロン®本部 代表／全国相続診断士会 会長／一般社団法人全国遺言実務サポート協会 代表理事／一般社団法人アクセス相続センター 理事／一般社団法人終活カウンセラー協会 顧問／上級相続診断士・AFP・社会整理士・終活カウンセラー1級
外資系金融機関を経て、ファイナンシャル・プランナーに転身。講演・メディア出演多数。主著に『家族に迷惑をかけたくなければ相続の準備は今すぐしなさい』（PHP）、『老後までに2000万円貯める方法』（樫出版）、『終活・相続コンサルタントが活躍するための実践手引書』（日本法令・共著）など多数。



ひとつごとではない 相続の大モンダイ

相続はいつ自分の身に降りかかってくるかわからないものです。
まったく準備をしてこなかった家族だと相続では何かしらの問題が起こるもの。
印鑑ひとつ探すだけでも、貴重な時間と労力を費やすことになるのです。

【印鑑のありか知っていますか？】



相続は、私には関係ない。そういわれる方が多くいます。しかし、平成27年1月に税制が改正されて、例えば東京23区に住んでいる方の2人に1人は相続税の申告が必要になるともいわれています。相続の際に金額が多いからモメるといったことではなく、準備を怠ると多大なる労力や時間を費やすことになるのです。

ウチは大した財産がないから関係ない、という方は、『相続税対策』が関係ないのであって、家族が揉めないための『相続対策』は必要ではないでしょうか？

また、左ページのマンガでもわかるとおり、相続の準備を怠ってしまうと、その後の手続きで遺された家族が困ることもあります。

さらに、本書中の事例でもご紹介しますが、200万円の定期預金をきょうだい6人がどのように相続するかでいがみあい、トラブルに発展したケースもありました。

相続の問題が起こるのは、家族間のコミュニケーション不足が原因の場合もあります。「なぜあいつだけ、不動産を多く相続するんだ」「私のほうが妹より現金が少ないのはおかしい」など、生前にきちんと親の意思や思いを伝えておかないと、大モンダイに発展しがちです。加えて正しい相続の知識があれば、相続手続きがスムーズに進み、残された家族の負担も軽くなります。



Question

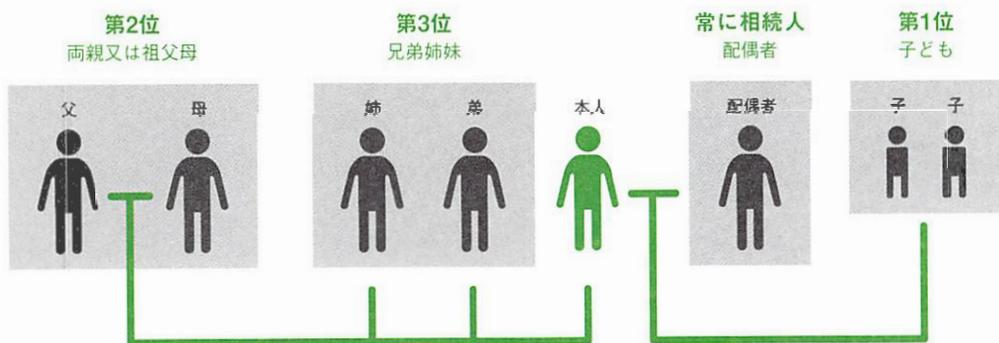
突然の死……
きちんと準備
していますか？



Answer

毎年約144万人[※]
亡くなっています。 ※令和3年度

[法定相続人]



配偶者がいない場合は最上位のグループのみが法定相続人になる

「まだ若いから相続の準備をしなくても大丈夫」。本当にそうでしょうか。当たり前のことですが、老いも若きもいつ死が訪れるかわかりません。「相続のことは今度来たときに話せばいいや」といって先送りにしても、重い病気にかかったり、数年前から流行している新型コロナウイルスなどで亡くなってしまえば元も子もありません。相続の準備は元気で判断能力がしっかりしているからできるのです。だからこそこのノートを手にとられた方には笑顔で相続を迎える準備をして欲しいと思います。

Question

毎年どのくらいの
財産が受け継がれているか
知っていますか？

Answer

毎年約50兆円が
受け継がれています。



[相続税申告の状況]



出典：国税庁HP

全国で平成27年度 4.4% ▶ 令和2年度 8.8%

では東京は？ 9.7% ▶ 17.0%

相続税が増税となった平成27年1月からの税制改正。もっとも注目すべき点は、基礎控除額の引き下げです。財産を相続するときは、相続財産から基礎控除額を差し引いた金額に相続税がかかるので、引き下げにともなって相続税を払う相続人が増えたのです。平成27年度以前なら払わなくてよかった方は払いたくないのも当然でしょう。相続人は被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告、納税をしなくてはなりません。遅れる場合は延滞税がかかります。そんなムダを省くためにも、この本で相続対策の準備をはじめましょう。

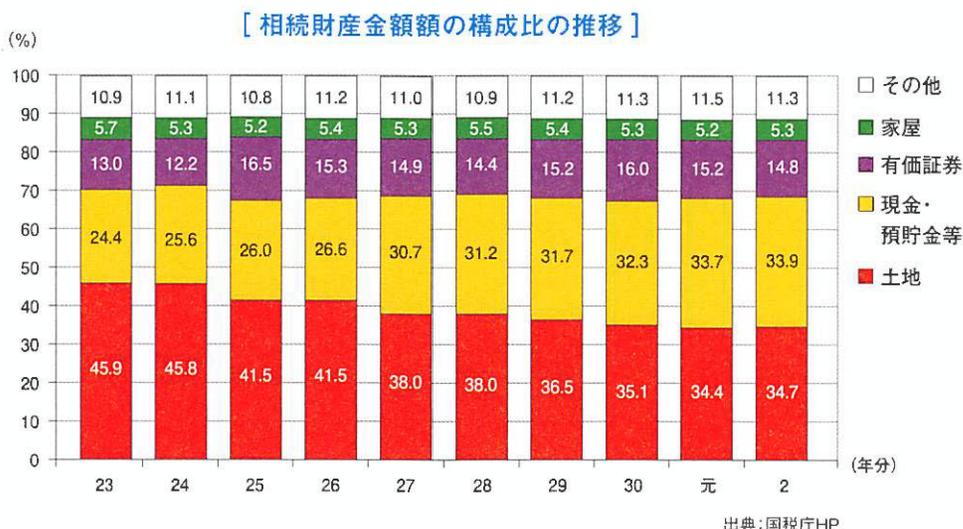
Question

相続の財産は 何がもっとも多く 受け継がれているのでしょうか？



Answer

現預金の割合が 年々増加しています。



上記の図の平成23年と令和2年を比べると、現金と預貯金を相続する割合が年々増えています。相続には法定相続人といわれる財産を相続する人が民法上で定められています（詳細はP10を参照）。婚姻関係にある妻ないし夫は確実に相続人となりますし、あなたの子どもや両親・祖父母、それにあなたの兄弟も法定相続人となります。それぞれは優先順位が決められていて、どのくらい相続するか法定相続分や最低限の取り分である遺留分というものが法律で定められています。ただし、相続人全員の同意があれば、遺留分を侵害しない限り、遺言書などで取り分を決めることもできるのです。